平成２１年（フ）第３０６号
栃木県小山市大字間々田1156番地８、住民票上の住所茨城県古河市尾崎1364番地
債務者　伊藤　和美
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２１年（フ）第２４７号
富山県高岡市福岡町福岡1868番地４
債務者　中田佳代子
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第２５３号
富山県砺波市東石丸359番地１　グレインハウス101号
債務者　藤田さよ子
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
富山地方裁判所高岡支部

平成２１年（フ）第２８２号
三重県亀山市川合町1199番地７
債務者　平根　正博
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
津地方裁判所破産係

平成２１年（フ）第１７６７号
京都市右京区太秦安井柳通町22番地17
債務者　小山　朋正
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１８１４号
京都市右京区太秦中筋町６番地51
債務者　桂　　有子
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第１８６５号
京都市南区久世上久世町516番地14
債務者　下内友美子
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２０３１号
京都市伏見区久我森の宮町２番地１　第20洛西ハイツ久我303号室
債務者　花岡　和茂
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２０３２号
京都市伏見区久我森の宮町２番地１　第20洛西ハイツ久我303号室
債務者　花岡二三子
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第２０３８号
京都市下京区六軒通木屋町東入早尾町307番地　真栄荘７号
債務者　加藤　幸子
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２１年（フ）第３８５号
兵庫県姫路市梅ヶ谷町11番25号、住民票上の住所兵庫県姫路市家島町坊勢52番地２
債務者　桂　長四郎
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第７３９号
兵庫県神崎郡神河町柏尾180番地の７、従前の住所兵庫県姫路市山田町南山田192番地、住民票上の住所兵庫県姫路市夢前町前之庄497番地
債務者　藤岡　高美（旧姓石田）
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第８３８号
兵庫県加古川市尾上町養田1334番地の９
債務者　樋口　直美
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２１年（フ）第１７１３号
広島市中区河原町７番５―201号
債務者　福田　裕紀
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７２５号
広島市南区比治山本町１番26号
債務者　岸元　義之
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１７９２号
広島県安芸郡府中町浜田２丁目18番１号　赤羽荘101
債務者　半田　千穂
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１８２３号
広島市西区高須４丁目９番14号
債務者　松岡政春こと　姜　　政春
1　決定年月日時　平成21年11月27日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月26日まで
広島地方裁判所民事第４部